

平成15年2月18日

## 特例判事補制度の見直しについて

最高裁判所事務総局

### 1 司法制度改革審議会意見

特例判事補制度については、計画的かつ段階的に解消すべきである。このためにも判事を増員するとともに、それに対応できるよう、弁護士等からの任官を推進すべきである。

### 2 特例判事補の現状

特例判事補は、全国各地の裁判所で多様な事件を判事と同等に担当し、処理している。地裁・家裁の支部で勤務する特例判事補の数も多い。

- ・ 全国的な配置状況（資料1, 2）
  - ・ 現在、約400人の特例判事補が全国各地の裁判所で事件処理を担当し、そのうち、300人以上が、民事・刑事の訴訟事件などを単独で担当している。約130人の特例判事補が支部に配置されており、そのうち、約20人は、離島、遠隔地などのいわゆる1人配置支部に勤務している。
- ・ 事件処理の現況
  - ・ 特例判事補は、地裁本庁等では、民事・刑事の単独事件を中心に担当している。支部等では、民事・刑事の単独事件のほか、執行事件、家事事件など多様な事件を同時に担当している。
    - \* 例えば、新潟地家裁佐渡支部（佐渡）、長崎地家裁福江支部（五島列島）、巖原支部（対馬）、鹿児島地家裁名瀬支部（奄美大島）などへ特例判事補が赴任し、夜間令状事件を含め24時間体制で地域の司法を担っている。
    - \* 判事補任官後の5年間、民事・刑事の合議事件の左陪席や、少年事件などの経験を積むことを通じて、単独で訴訟事件を担当することができるように、その力量を

培う。特例判事補となった後は、赴任庁の事件状況に応じて事務を担当するが、訴訟事件が増加傾向にあることから、単独事件の担当とすることが多い。また、特例判事補は、子どもの年齢がまだ低く、親の介護を要するに至っていない年代の者が多く、転勤の支障が比較的小さいことから、離島、遠隔地等に所在する裁判所への赴任候補者とすることが少なくない。

### 3 検討の方向性

裁判所法が判事任命のための資格として判事補経験10年を要求している趣旨、特例判事補制度が「当分の間」の措置とされている趣旨に照らし、特例判事補制度を段階的に見直す方針である。

当面は、後記の条件整備の状況を踏まえつつ、特例判事補が単独訴訟事件を担当する時期を、任官7年目ないし8年目へシフトすることを目標とし、その担当事務をこれまで以上に合議事件に振り向けるとともに、各種非訟事件等の多種多様な事件とすることを工夫するなどして、段階的な見直しを推進する予定である。

- ・ 特例判事補の果たしている役割及び弁護士任官の現状を考慮すれば、まず、任官6年目ないし7年目の特例判事補による単独事件の担当から見直す方策を検討したい。代替する判事の人数の確保及び支部勤務者の確保という観点から、都市部から見直しを始めていくことになる。その上で、条件整備の状況を踏まえつつ更に見直しを進めていきたい。
- ・ 約400名の特例判事補の見直しのためには、これに代替する判事を確保することが必要不可欠である。また、これと並行して、審理の充実・迅速化、事件増加へ対応するため、判事による事件処理態勢の充実強化を図る必要がある。
- ・ 資質能力を備えた判事を確保する必要があることに変わりはなく、前記のような段階的な見直しとともに、特例判事補の担当事務の見直しを含む人事ローテーションの在り方を検討し、特例判事補への研修を一層充実強化する必要がある。
- ・ 例えば、これらの特例判事補の担当事務としては、地家裁の合議事件を中心

として、各種非訟事件（破産，執行等），簡裁の訴訟事件，調停事件等が考えられるとともに，研修としても，裁判所外部の経験（海外留学，行政官庁への出向などに加え，弁護士事務所への派遣等）等の多様なものが考えられる。

- ・ 特例判事補を含む判事補の研さん態勢も一層充実させることを考えている。

#### 4 運用面の見直しの実現のために必要となる条件

民事・刑事の単独訴訟事件を担当する実力を備える判事の確保，特に，その給源として優秀な弁護士任官者の確保が必要である。そのためには弁護士任官の一層の推進と実績の向上が不可欠である。

全国的な司法サービスの維持・向上を図るため，大都市部以外の裁判所，特に支部配置の特例判事補に代替する判事の確保が課題となる。